

那覇市公報

第 1 8 5 8 号 その 3

毎月 2 回 1，1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇訓 令◇

○こども家庭センターなは規程（こども政策課）	380
○那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令（企画調整課）	381
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令（企画調整課）	384

◇告 示◇

○市道路線の地番訂正に関する告示（道路管理課）	386
○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）	388
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）	394
○市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示（道路管理課）	397
○市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示（道路管理課）	403
○固定資産の価格等の登録について（資産税課）	407
○包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する閲覧について（企画調整課）	408
○貸切バス乗降場駐車料の収納事務委託について（観光課）	409
○市町村事務の委託について（ちゃーがんじゅう課）	410
○那覇市保育所保育料等の収入事務委託について（こどもみらい課）	411
○那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の指定公金事務取扱者への委託について（子育て応援課）	412
○那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について（市営住宅課）	413
○那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について（市営住宅課）	414

○那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行事務の指定公金事務取扱者への委託について（管財課）	415
○那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について（なはまち振興課） ..	416

◇消防局訓令◇

○那覇市危険物流出事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令	417
○那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令	421
○那覇市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令	432

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局債権の管理に関する規程	441
○那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程	442
○那覇市上下水道局備品規程の一部を改正する規程	443
○那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程	446
○那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程	452
○那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	455
○那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程	460

◇上下水道局告示◇

○令和 6 年度水道メーターの賠償額について	461
○那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について	463

◇教育委員会規則◇

○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	464
○特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	468

◇教育委員会訓令◇

○那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令…………… 470

◇選挙管理委員会告示◇

○那覇市選挙管理委員会委員長の退職について…………… 473

○那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について…… 474

◇監査委員告示◇

○那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準…………… 475

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 3 号

令和 6 年 3 月 29 日

公 表 済

こども家庭センターなは規程を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

こども家庭センターなは規程

（設置）

第1条 児童及び妊産婦の福祉並びに母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2第1項のこども家庭センターとして、こども家庭センターなは(以下「センター」という。)を設置する。

（組織）

第2条 センターは、次に掲げる課により組織する。

- (1) こどもみらい部こどもえがお相談課
 - (2) 健康部地域保健課(母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項各号に掲げる事業を所管する部分に限る。)
- 2 センターにセンター長を置き、こどもみらい部に置かれる参事をもって充てる。

（補則）

第3条 この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 4 号
令和 6 年 3 月 29 日
公 表 済

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知念 寛

那覇市事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
平和交流・男女参画課	[略]	
	那覇軍港の跡地利用の基本政策に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		
文化振興課	那覇文化芸術劇場なは一と及び那覇市民会館の施設及び附属設備の利用許可及び許可の取消し等に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一と及び那覇市民会館の使用料及びその還付に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一と及び那覇市民会館の特別の設備の許可に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との入場の制限及び那覇市民会館の入館の禁止等に関すること。	[略]
[略]		
公園管理課	[略]	
まちなみ整備課	[略]	
[略]		
建築指導課	[略]	

	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく判定及び認定に関すること。	[略]
--	--	-----

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
平和交流・男女参画課	[略]	
	那覇軍港の移設に関すること。	[略]
	[略]	
[略]		
文化振興課	那覇文化芸術劇場なは一との施設及び附属設備の利用許可及び許可の取消し等に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との使用料及びその還付に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との特別の設備の許可に関すること。	[略]
	那覇文化芸術劇場なは一との入場の制限に関すること。	[略]
[略]		
公園管理課	[略]	
技術総務課	那覇軍港の跡地の利用に関すること。	部長
まちなみ整備課	[略]	
[略]		
建築指導課	[略]	
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく判定及び認定に関すること。	[略]

那 覇 市 訓 令 第5号
那覇市教育委員会教育長訓令 第2号
令 和 6 年 3 月 2 9 日
公 表 済

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 知 念 覚

那覇市教育委員会教育長 山 城 良 嗣

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号、那覇市立病院管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 <u>子育て応援課</u> 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 [略] 人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 <u>子育て応援課</u> <u>こどもえがお相談課</u> 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 588 号
令和 6 年 3 月 26 日
掲 示 済

市道路線の地番訂正に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき市道に認定された路線について、次のように訂正する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

1. 地番訂正する路線

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点	備 考
51	田原小禄西線	新	字田原 240 番 11 ～字小禄 815 番 3	
		旧	字田原 225 番 4 ～字小禄 815 番 3	
50	宇栄原田原線	新	宇栄原 1 丁目 1420 番 ～宇栄原 1 丁目 1255 番 1	
		旧	字宇栄原 1420 番 ～字宇栄原 1255 番 1	
1017	田原 7 号	新	宇栄原 2 丁目 842 番 2 ～宇栄原 2 丁目 842 番 1	
		旧	字小禄 842 番 2 ～字小禄 842 番 1	
1040	小禄 23 号	新	字小禄 834 番 1 ～字小禄 822 番 13	
		旧	字小禄 843 番 ～字小禄 822 番 13	
2349	宇栄原 71 号	新	宇栄原 1 丁目 212 番 8 ～宇栄原 1 丁目 197 番 5	
		旧	宇栄原 1 丁目 212 番 8 ～宇栄原 1 丁目 196 番 2	

1811	安謝 20 号 (歩)	新	安謝 2 丁目 32 番 2 ～安謝 2 丁目 32 番 3	
		旧	字安謝～字安謝	
1832	安謝 41 号 (歩)	新	安謝 1 丁目 517 番 3 ～安謝 1 丁目 17 番 1	
		旧	字安謝～字安謝	
1976	古島 61 号 (歩)	新	銘苅 1 丁目 1 番 8 ～銘苅 1 丁目 1 番 7	
		旧	字古島～字古島	
1971	真嘉比 82 号 (歩)	新	おもろまち 4 丁目 20 番 7 ～おもろまち 4 丁目 20 番 6	
		旧	字真嘉比 252 番 50 ～字真嘉比 313 番 7	

那覇市告示第 589 号
令和 6 年 3 月 26 日
掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)		幅員 (m)	備 考
51	田原小禄西線	字田原 240 番 11 ～字小禄 815 番 3	新	437.1	13.0	
			旧	445.3	8.1 ～17.6	
50	宇栄原田原線	宇栄原 1 丁目 1420 番 ～宇栄原 1 丁目 1255 番 1	新	858.2	5.9 ～14.0	
			旧	859.4	5.9 ～17.6	
1471	田原南線	字田原 193 番 3 ～字田原 231 番 7	新	276.2	4.2 ～5.7	
			旧	277.9	4.0 ～7.1	
1017	田原 7 号	宇栄原 2 丁目 842 番 2 ～宇栄原 2 丁目 842 番 1	新	26.5	5.3	
			旧	27.7	5.3 ～6.4	
1691	田原 46 号	字田原 231 番 8 ～字田原 231 番 1	新	99.2	4.0	
			旧	102	4.0	

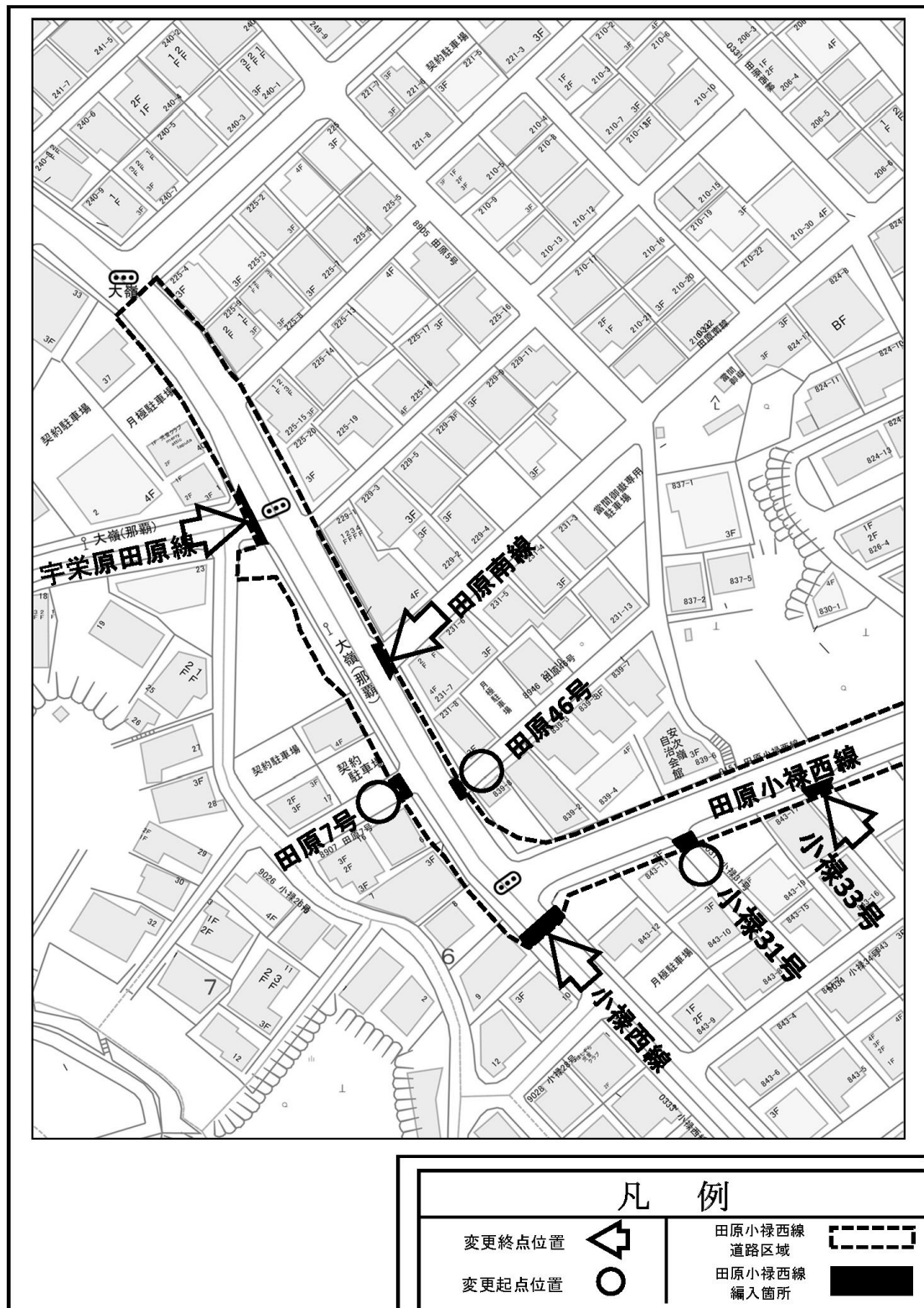
1472	小禄西線	字栄原 2 丁目 895 番 4 ～字栄原 2 丁目 842 番 5	新	186.7	6.2	
			旧	193.0	9.7 ～12.2	
1048	小禄 31 号	字小禄 843 番 18 ～字小禄 843 番 15	新	39.9	3.9	
			旧	42.3	3.8 ～4.3	
1050	小禄 33 号	字小禄 882 番 ～字小禄 843 番 17	新	172.9	4.2 ～5.9	
			旧	175.2	5.5 ～6.7	
1040	小禄 23 号	字小禄 834 番 1 ～字小禄 822 番 13	新	177.3	3.5 ～5.1	
			旧	180.3	4.0 ～8.2	
1054	小禄 37 号	字小禄 884 番 12 ～字小禄 847 番 18	新	158.4	3.9 ～5.4	
			旧	160.5	4.8 ～7.5	
1039	小禄 22 号	字田原 204 番 ～字小禄 820 番 10	新	192.0	6.4	
			旧	194.6	6.7 ～10.4	
1049	小禄 32 号	字小禄 863 番 1 ～字小禄 880 番 4	新	213.9	7.3	
			旧	215.9	6.8 ～8.4	
1041	小禄 24 号	字小禄 820 番 12 ～字小禄 822 番 17	新	147.8	4.0 ～6.5	
			旧	150.4	3.4 ～10.5	

2. 供用開始する路線

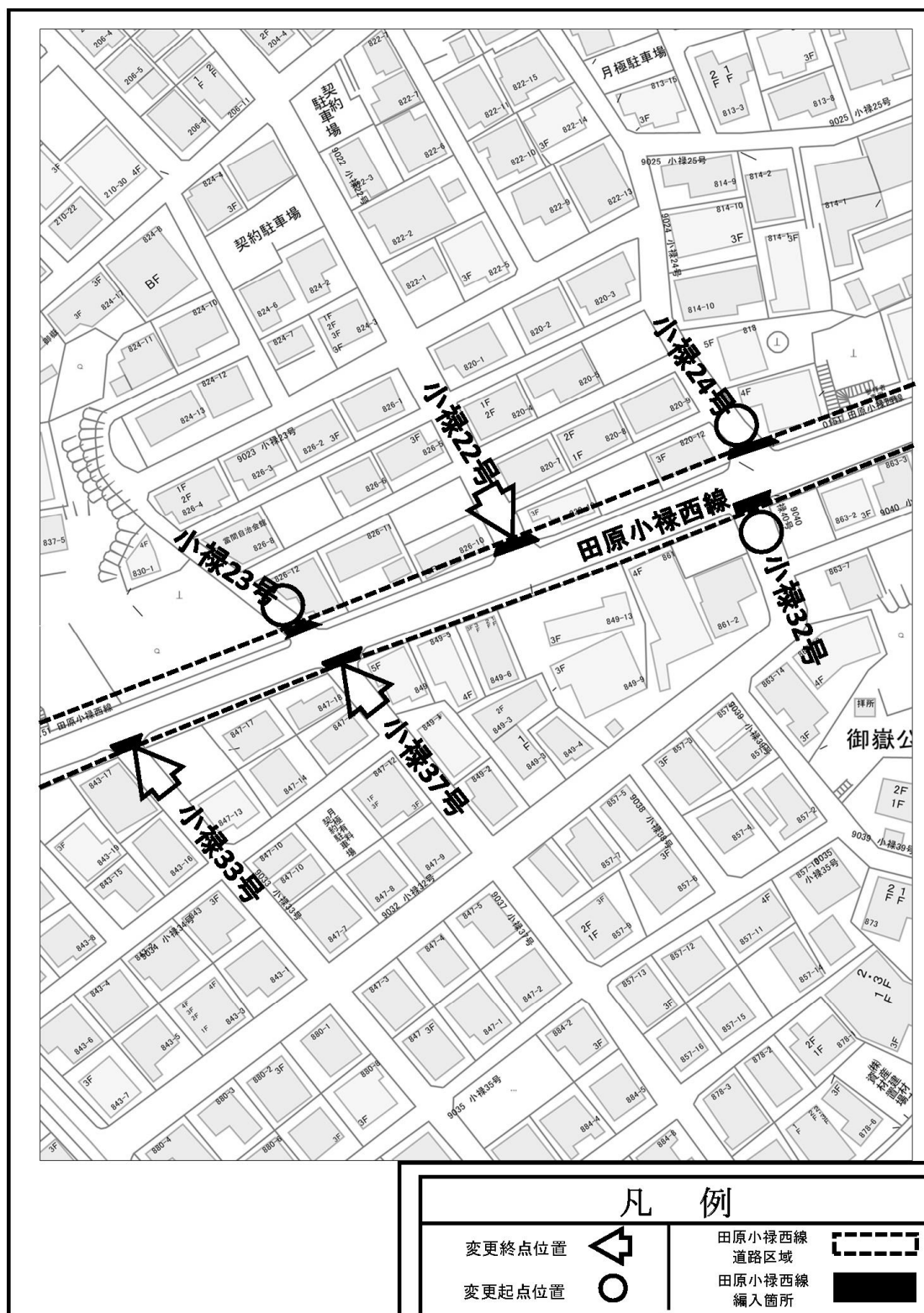
整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備 考
51	田原小祿西線	字田原 240 番 11 ～字小祿 815 番 3	437.1	13.0	
50	宇栄原田原線	宇栄原 1 丁目 1420 番 ～宇栄原 1 丁目 1255 番 1	858.2	5.9 ～14.0	
1471	田原南線	字田原 193 番 3 ～字田原 231 番 7	276.2	4.2 ～5.7	
1017	田原 7 号	宇栄原 2 丁目 842 番 2 ～宇栄原 2 丁目 842 番 1	26.5	5.3	
1691	田原 46 号	字田原 231 番 8 ～字田原 231 番 1	99.2	4.0	
1472	小祿西線	宇栄原 2 丁目 895 番 4 ～宇栄原 2 丁目 842 番 5	186.7	6.2	
1048	小祿 31 号	字小祿 843 番 18 ～字小祿 843 番 15	39.9	3.9	
1050	小祿 33 号	字小祿 882 番 ～字小祿 843 番 17	172.9	4.2 ～5.9	
1040	小祿 23 号	字小祿 834 番 1 ～字小祿 822 番 13	177.3	3.5 ～5.1	
1054	小祿 37 号	字小祿 884 番 12 ～字小祿 847 番 18	158.4	3.9 ～5.4	
1039	小祿 22 号	字田原 204 番 ～字小祿 820 番 10	192.0	6.4	
1049	小祿 32 号	字小祿 863 番 1 ～字小祿 880 番 4	213.9	7.3	
1041	小祿 24 号	字小祿 820 番 12 ～字小祿 822 番 17	147.8	4.0 ～6.5	

凡 例	
既区域箇所	
供用開始箇所	
県道編入箇所	

市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図②)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図③)



那覇市告示第 590 号
令和 6 年 3 月 26 日
掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

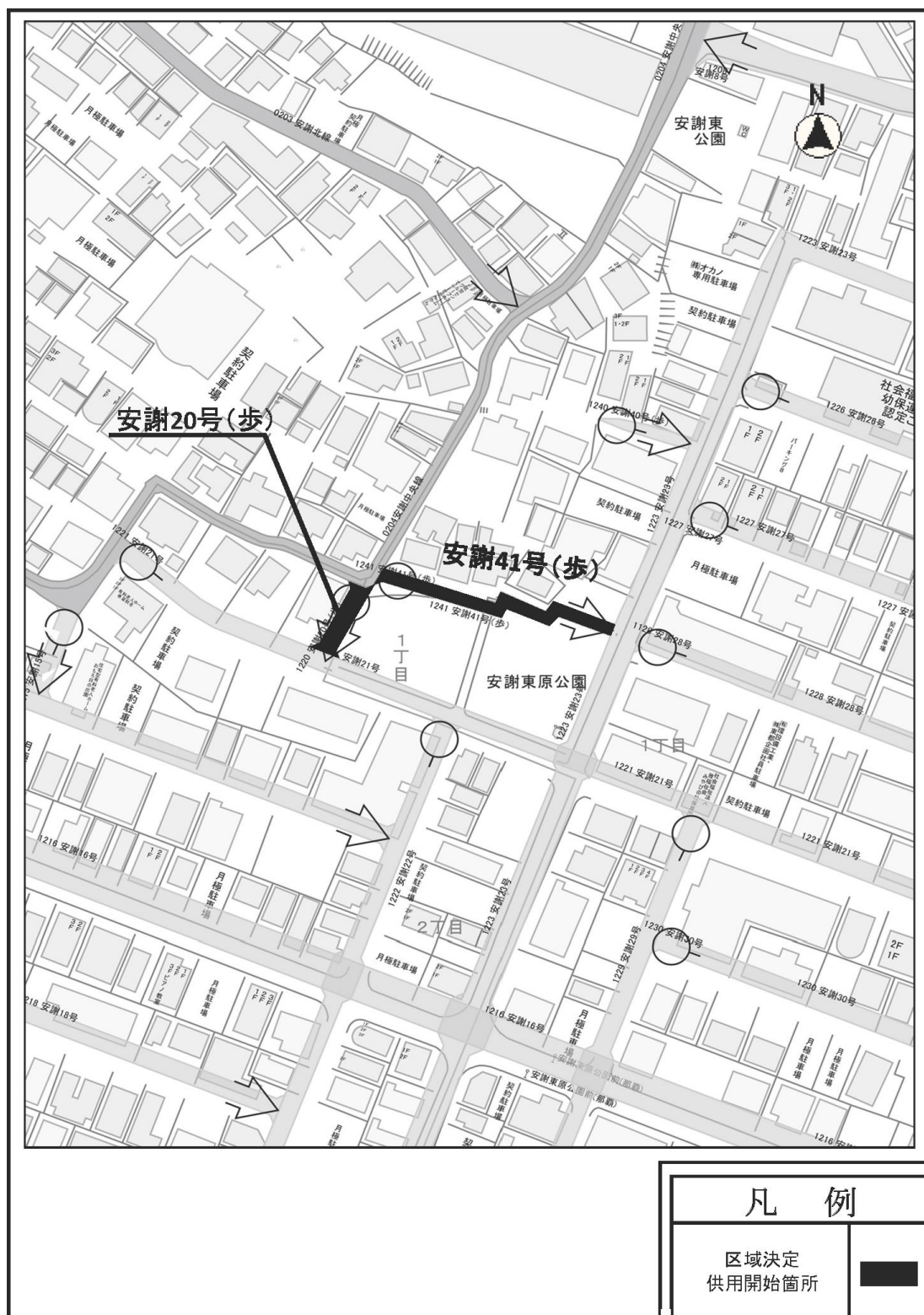
1. 区域決定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	備 考
1811	安謝 20 号（歩）	安謝 2 丁目 32 番 2 ～安謝 2 丁目 32 番 3	
1832	安謝 41 号（歩）	安謝 1 丁目 517 番 3 ～安謝 1 丁目 17 番 1	
1976	古島 61 号（歩）	銘苅 1 丁目 1 番 8 ～銘苅 1 丁目 1 番 7	

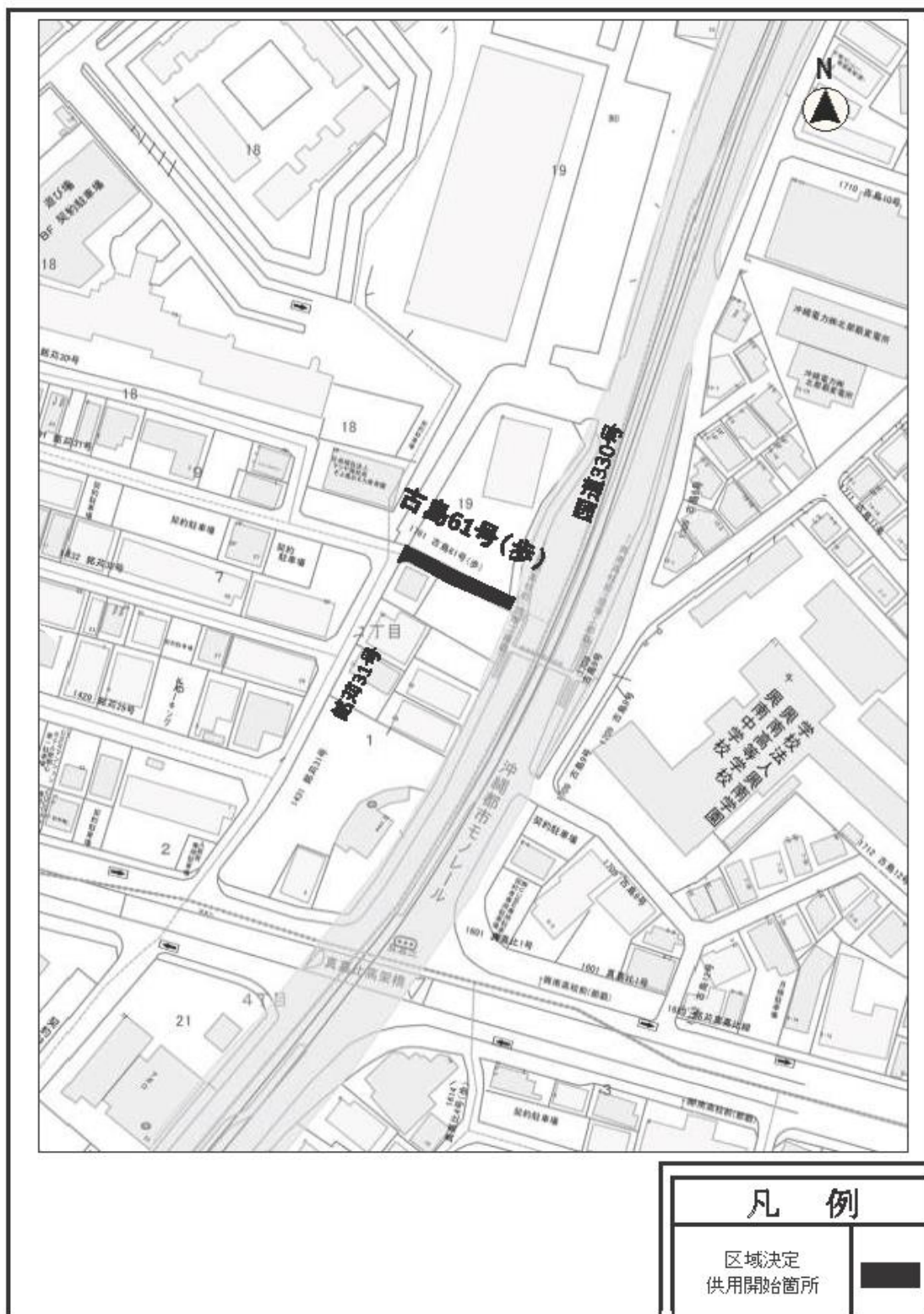
2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備 考
1811	安謝 20 号 （歩）	安謝 2 丁目 32 番 2 ～安謝 2 丁目 32 番 3	25.7	6.3	
1832	安謝 41 号 （歩）	安謝 1 丁目 517 番 3 ～安謝 1 丁目 17 番 1	84.2	4.3	
1976	古島 61 号 （歩）	銘苅 1 丁目 1 番 8 ～銘苅 1 丁目 1 番 7	34.9	4.3	

市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図②)



那覇市告示第 591 号
令和 6 年 3 月 26 日
掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 区域変更する路線

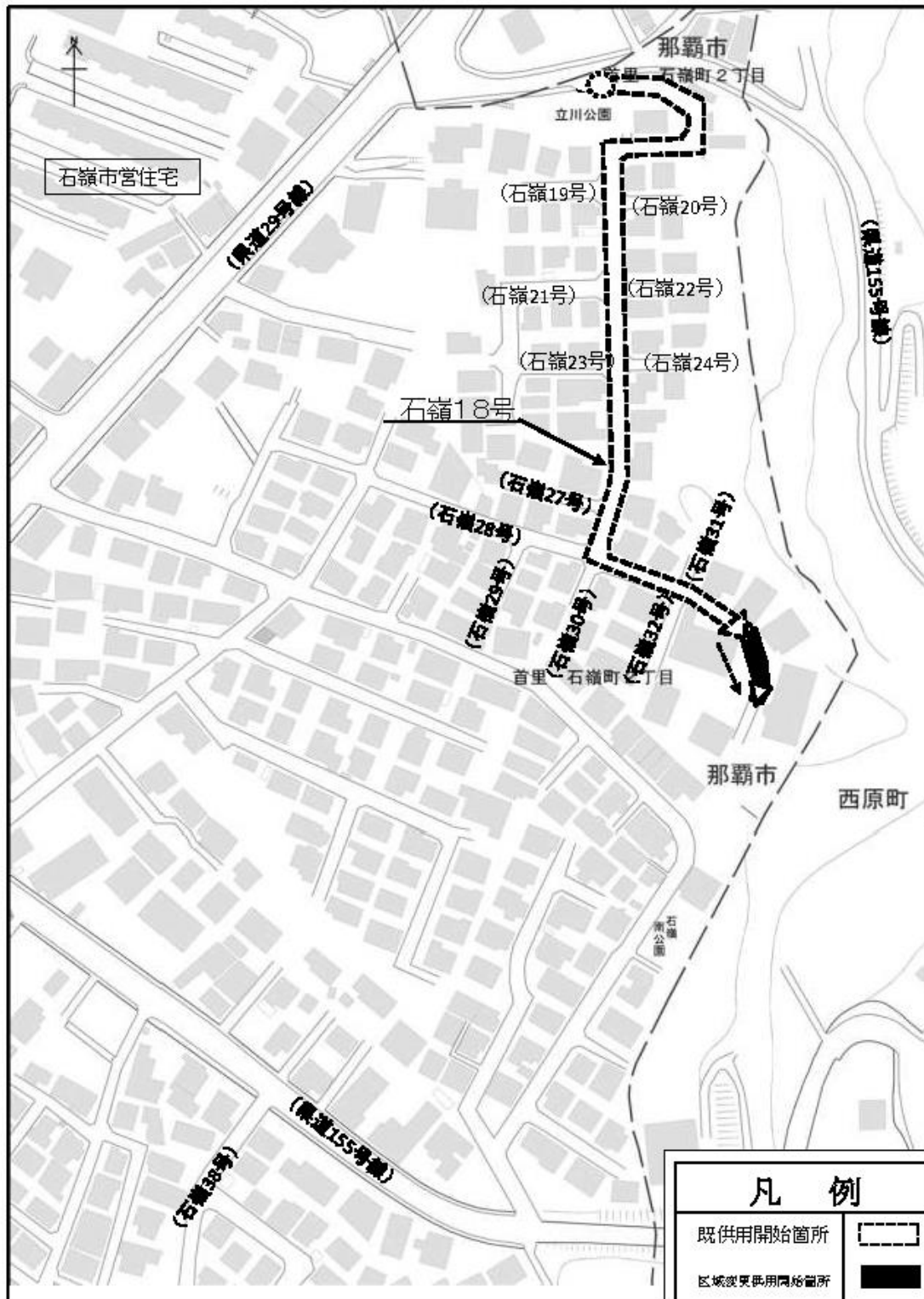
整理 番号	路線名	区 間		延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考 (m)
1185	石嶺18号	新	首里石嶺町2丁目150番9 ～首里石嶺町2丁目166番38	303.1	6.2	
		旧	首里石嶺町2丁目150番9 ～首里石嶺町2丁目166番33	281.8	6.2 ～12.7	
2349	宇栄原71号	宇栄原1丁目212番8 ～宇栄原1丁目197番5		281.9	新	3.9 ～7.8
					旧	6.0
162	松島松川線	松島2丁目1番23～字松川300番1		1404.2	新	25.0 道路改良に による変更
					旧	25.7
2372	小禄88号	字小禄1295番～字小禄1651番15		新	480.5	3.4～17.5 道路改良に による変更
				旧	466.0	6.0～8.5

2. 供用開始する路線

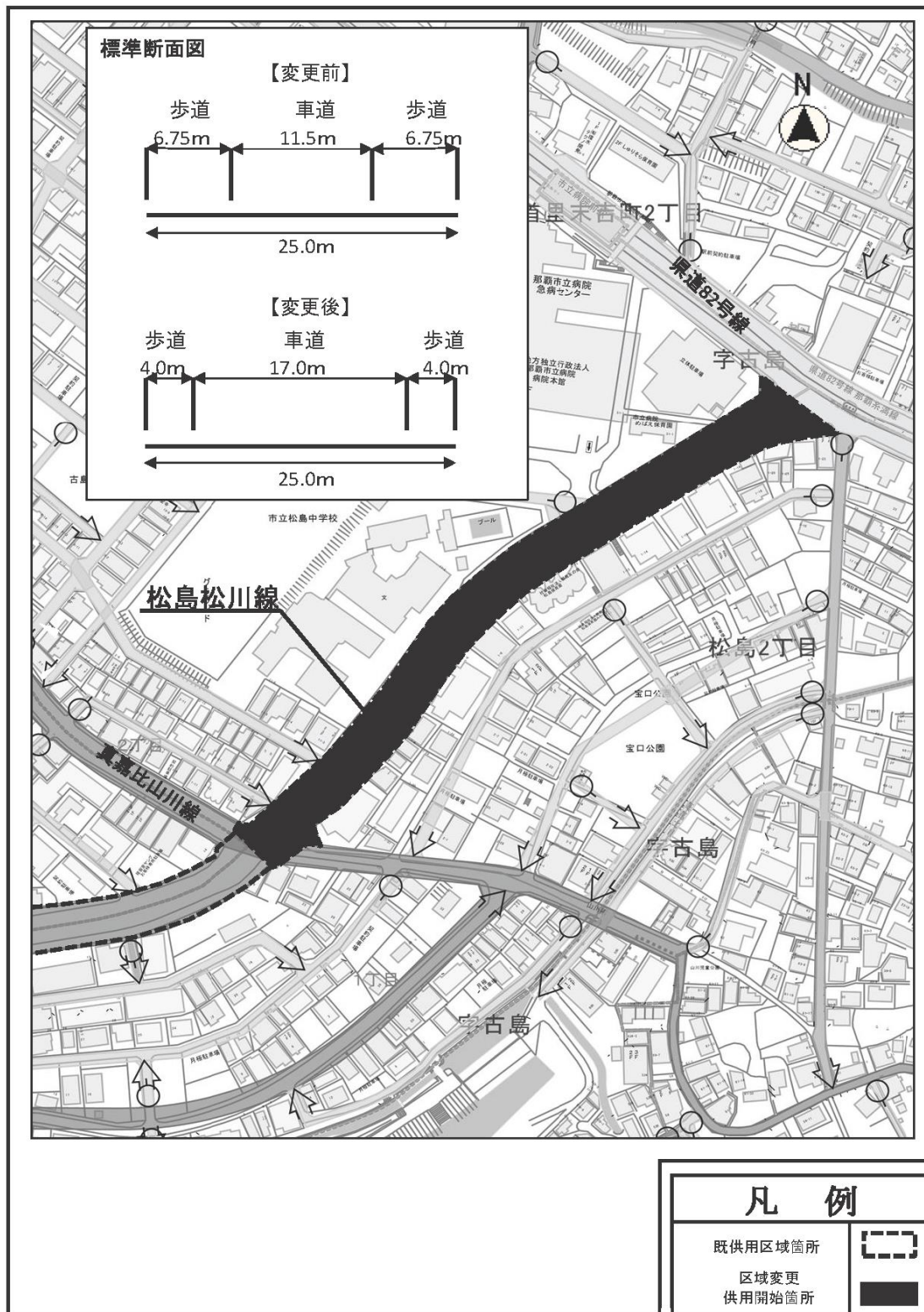
整理 番号	路線名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考 (m)
1185	石嶺18号	首里石嶺町2丁目150番9 ～首里石嶺町2丁目166番38	303.1	6.2	
2349	宇栄原71号	宇栄原1丁目212番8 ～宇栄原1丁目197番5	281.9	3.9 ～7.8	

162	松島松川線	松島2丁目1番23～字松川300番1	1404.2	25.0	
2372	小禄88号	字小禄1295番～字小禄1651番15	480.5	3.4～17.5	

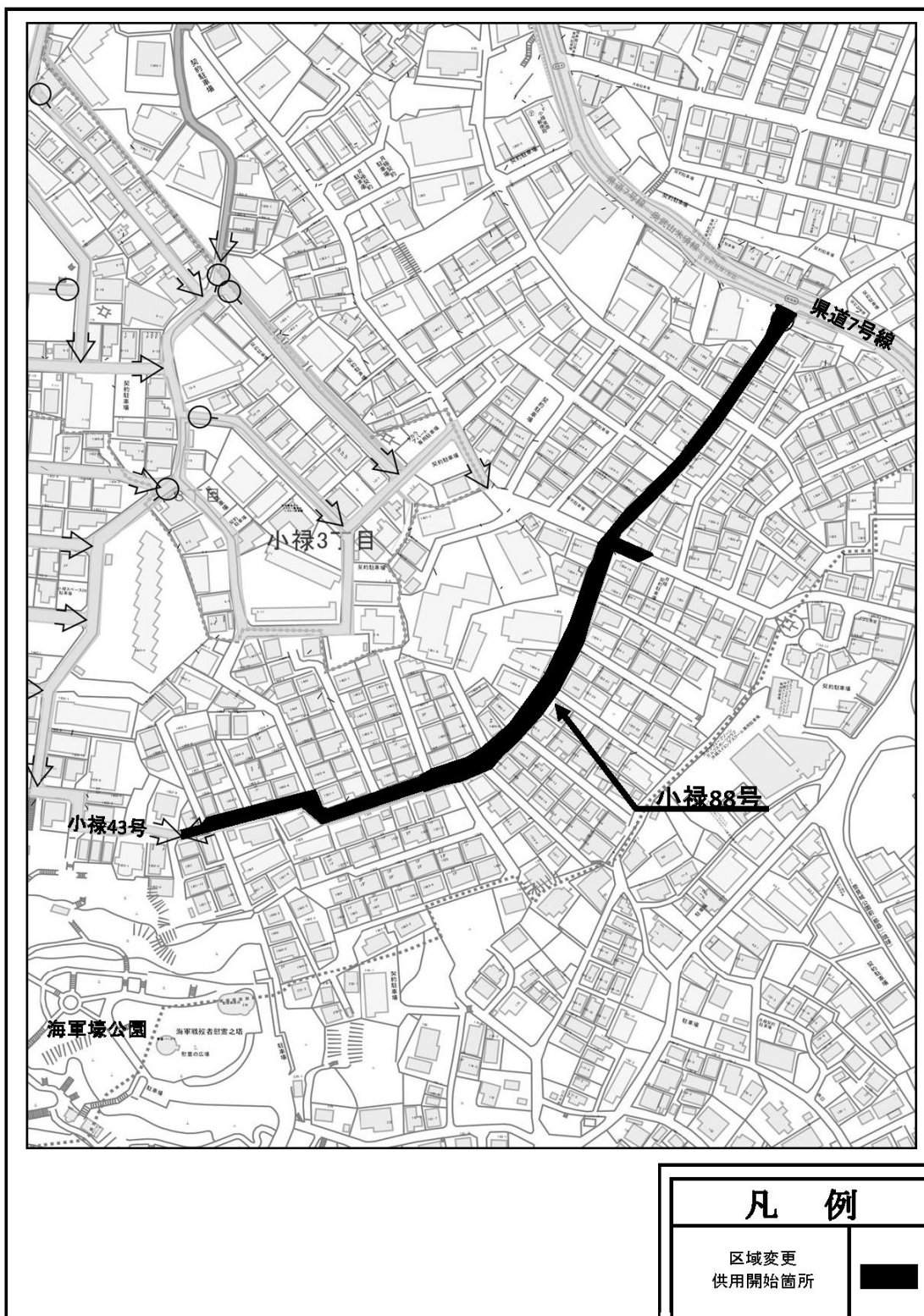
市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図①)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図③)



市道路線の区域変更及び供用開始位置図(参考図④)



那覇市告示第 592 号

令和 6 年 3 月 26 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市都市みらい部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

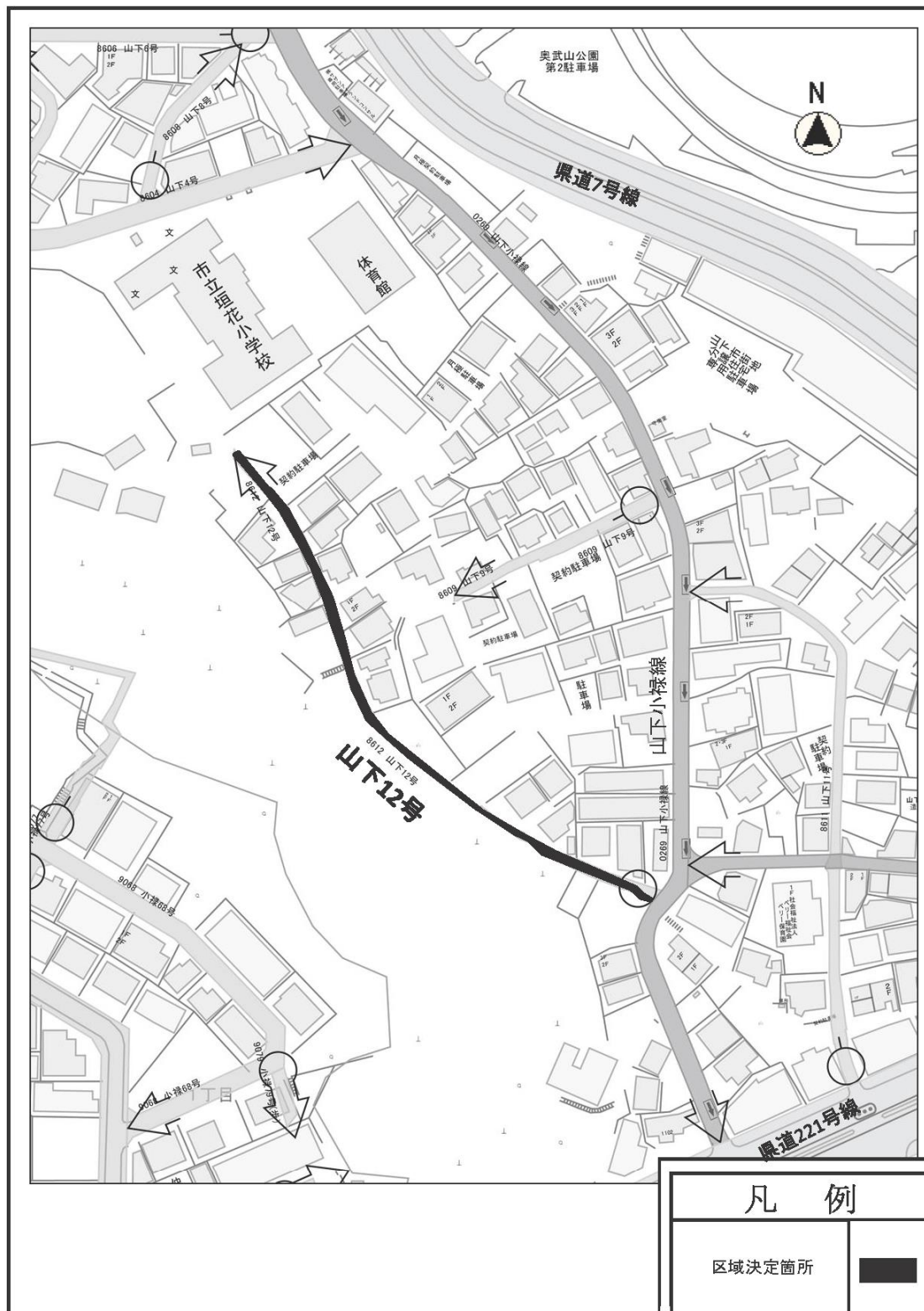
1. 区域決定する路線

整理 番号	路 線 名	起 終 点 点	備 考
1222	山下 12 号	字小禄 1535 番 ～山下町 250 番 1	
1173	山川 10 号	首里山川町 2 丁目 50 番 ～首里山川町 2 丁目 43 番 2	

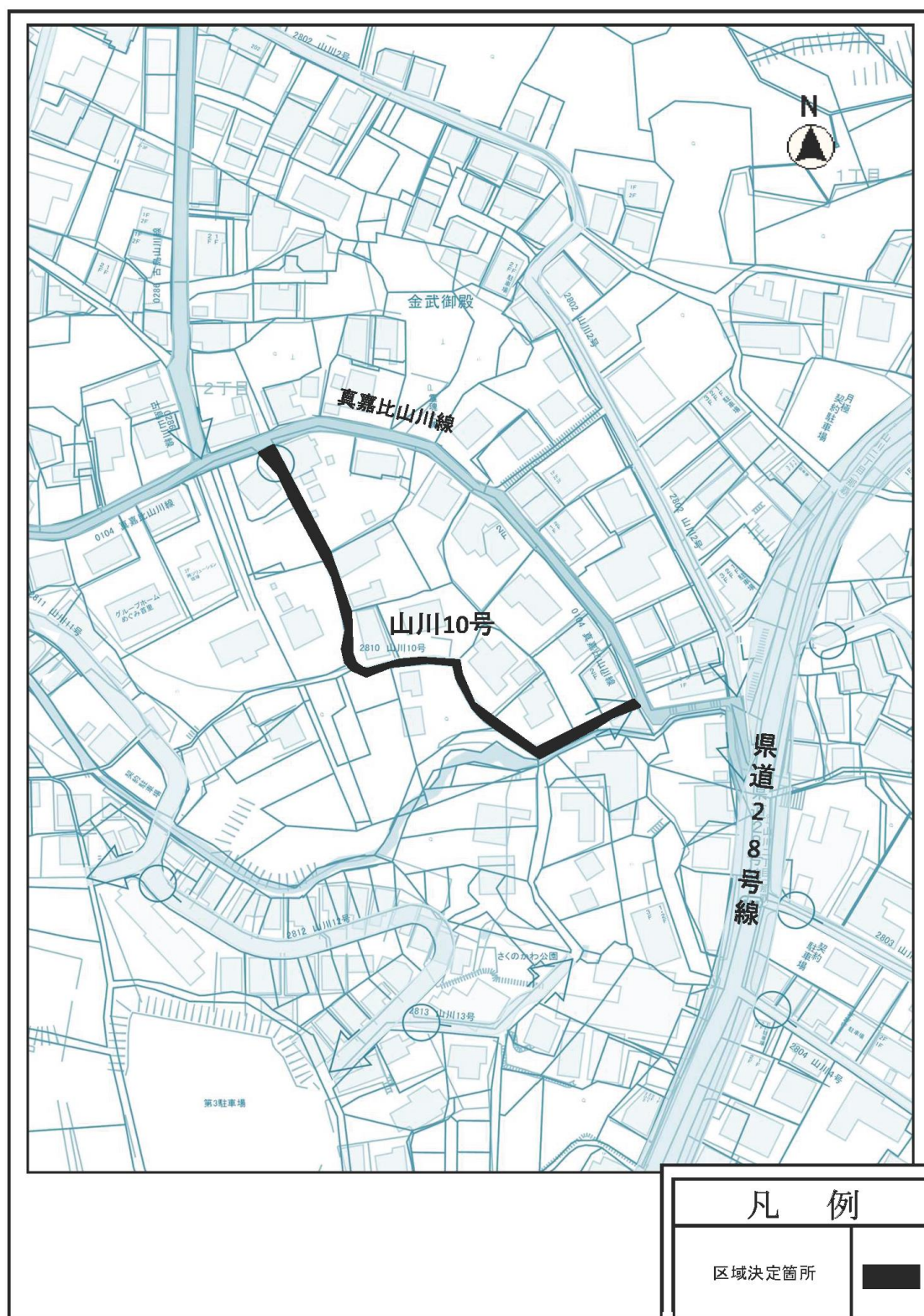
2. 供用開始する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	標準幅員 (m)	備 考
934	国場 6 号	古波蔵 1 丁目 396 番 1 ～字国場 1182 番 8	465.4	6.2	

市道路線の区域決定位置図(参考図①)



市道路線の区域決定位置図(参考図②)



市道路線の供用開始位置図(参考図③)



那覇市告示第 597 号
令和 6 年 3 月 28 日
掲 示 済

固定資産の価格等の登録について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 2 項の規定により、令和 6 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を令和 6 年 3 月 28 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 知念 覚

那 覇 市 告 示 第 1 号
令 和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

包括外部監査契約及び包括外部監査人の資格を証する書面等に関する
閲覧について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第 252 条の 36 第 6 項に基づき告示する。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び那覇市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則（平成 25 年那覇市規則第 55 号）に基づき、包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを那覇市企画財務部企画調整課で閲覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和 6 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 植松 孝則
 - (2) 住所
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払い方法
精算払いとする。ただし、契約の相手側から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払いをするものとする。
- 5 閲覧期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（那覇市の休日を定める条例（平成 3 年那覇市条例第 33 号）第 1 条に規定する休日以外の日
の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとする）
- 6 閲覧申請 資格書面等を閲覧しようとする者は、外部監査人資格書面申請書を市長に申請するものとする。

那 覇 市 告 示 第 2 4 号

令 和 6 年 4 月 1 日

掲 示 済

貸切バス乗降場駐車料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 243 条の 2 第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 貸切バス乗降場駐車料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 東京都千代田区神田神保町 2 丁目 4 番地
東京建物神保町ビル |
| 3 受託者の名称 | 日本パーキング株式会社
代表取締役 玉井 克彦 |
| 4 指定日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |
| 5 委託期間 | 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 35 号
令和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

市町村事務の委託について

みだしのことについて、介護保険法第 24 条の 2 第 5 項及び介護保険法施行規則第 34 条の 6 第 1 項に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 寛

1. 市町村事務受託事務所の名称及び所在地
名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205
2. 委託する市町村事務受託法人の名称及び所在地並びに代表者氏名
名 称 : 特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ
代表者 : 理事長 堀川 美智子
所在地 : 沖縄県那覇市西 2 丁目 4 番 3 号 クレスト西 205
3. 委託する期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
4. 委託する市町村事務の内容
介護保険法第 24 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事務
(照会等事務)
5. 居宅サービス等の提供の有無
無し

那 覇 市 告 示 第 3 号
令 和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市保育所保育料等の収入事務委託について

標記の件について、地方自治法第243条の2第1項の規定により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 委託事務の名称
那覇市保育料等収納事務委託
- 2 受託者名称及び所在地
沖縄県那覇市西1丁目19番7号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博
- 3 指定日
令和6年4月1日
- 4 委託期間
令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

那 覇 市 告 示 第 25 号

令 和 6 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収事務の指定公金事務取扱者への委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西1丁目19番7号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金
- 4 指 定 日 令和6年3月18日
- 5 委 託 日 令和6年4月1日
- 6 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

那覇市告示第 26 号
令和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第243条の2第2項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件名 市営住宅使用料等徴収業務委託
- 2 委託先 名 称 下地 克枝
住 所

名 称 田中 君枝
住 所
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
市営住宅使用料および延滞金
- 4 指定日 令和 6 年 3 月 28 日
- 5 委託日 令和 6 年 4 月 1 日
- 6 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

那 覇 市 告 示 第 27 号
令 和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 243 条の 2 第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件名 市営住宅使用料等徴収業務委託
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号 フェアービル
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 委託した収納の事務に係る歳入
市営住宅使用料および延滞金
- 4 指定日 令和 6 年 3 月 28 日
- 5 委託日 令和 6 年 4 月 1 日
- 6 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

那 覇 市 告 示 第 43 号

令 和 6 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金集金代行事務の指定公金事務
取扱者への委託について

地方自治法第243条の2第1項の規定により収納の事務を委託したので、同条第
2項の規定により次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 市有地賃貸借料滞納繰越分の未収金の集金代行業務委託
- 2 委託業者 名 称 株式会社沖縄債権回収サービス
所在地 那覇市西1丁目19番7号
代表者 代表取締役社長 宮城 博
- 3 指 定 日 令和6年4月1日
- 4 委託期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

那覇市告示第 6 7 号
令和 6 年 4 月 15 日

那覇市公設市場使用料等の集金代行業務委託について

標記の件について、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項により告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託
- 2 受託業者 那覇市西 1 丁目 19 番 7 号
株式会社沖縄債権回収サービス
代表取締役社長 宮城 博
- 3 指 定 日 令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

消防局訓令

那覇市消防局訓令第 4 号

令 和 6 年 3 月 25 日

公 表 済

那覇市危険物流出事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局

局長 照屋 雅浩

那覇市危険物流出事故の調査に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程（平成22年那覇市消防本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記] [第4号様式 別記]	[第3号様式 別記] [第4号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

〔改正前 別記〕

第 3 号様式（第 11 条関係）

〔略〕

（教示）

1 不服申立て

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。）、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 3 号様式（第 11 条関係）

〔略〕

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処

分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔改正前 別記〕

第 4 号様式(第 12 条関係)

〔略〕

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（訴訟において那覇市を代表する者は、那覇市長となります。）、那覇地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 4 号様式(第 12 条関係)

〔略〕

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 審査請求をした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

那覇市消防局訓令第 5 号
令 和 6 年 3 月 25 日
公 表 済

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局 長 照 屋 雅 浩

那覇市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防査察規程(平成31年那覇市消防局訓令第6号)を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第4条、<u>第16条の5の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するために消防職員が行う査察に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (用語の定義) 第2条 <u>用語の意義は、次に定めるところによるものとする。</u> (1)～(4) [略] <u>(5) 関係者とは、消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。</u> <u>(6) 小隊査察とは、ポンプ車等の消防隊をもって行う査察をいう。</u> 2 前項に定めるもののほか、この訓令において使用する用語の意義は、法の例による。 (実施範囲) 第8条 査察員の実施する査察範囲は、次の各号に掲げる査察員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 署査察員 査察対象物のうちA群(防火対象物等)の欄に掲げるものとする。 (小隊査察) 第9条 <u>小隊査察は、業務出向のうち事業所における訓練指導、その他出動等の機会をとらえて効率的に実施するものとする。</u> (査察計画の策定) 第10条 [略] 2 予防課長又は署長は、前項の重点実施事項をもとに、翌年度の<u>査察計画を策定す</u>	(趣旨) 第1条 この訓令は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第4条又は<u>第16条の5の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するために消防職員が行う査察に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (用語の定義) 第2条 <u>この訓令において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</u> (1)～(4) [略] (実施範囲) 第8条 [略] (1) [略] (2) 署査察員 査察対象物のうち別表A群(防火対象物等)の欄に掲げるものとする。 (小隊査察) 第9条 <u>小隊査察(ポンプ車等の消防隊をもって行う査察をいう。第13条第2号において同じ。)</u>は、次条の査察計画に基づき効率的に立入検査を実施するものとする。 (査察計画の策定) 第10条 [略] 2 予防課長又は署長は、前項の重点実施事項をもとに、翌年度の<u>査察計画を策定し、</u>

<u>るものとする。</u> 3 <u>予防課長又は署長は、前項の規定により</u> <u>査察計画を策定したときは、毎年3月末ま</u> <u>でに局長に報告するものとする。</u> 4 [略] 5 予防課長又は署長は、<u>第2項又は前項の</u> 規定により査察計画を策定するときは、 相互に調整し、計画の実効性を確保しな ければならない。 6 予防課長又は署長は、査察計画の策定に 際しては、施設の自主管理状況、<u>防火管</u> <u>理、保安監督等の届出の状況、過去の査</u> <u>察結果等を総合的に判断し、査察対象物</u> <u>の危険状態に応じて査察順位を考慮する</u> <u>ものとする。</u> 7 [略] (査察員の編成) 第11条 査察は、<u>消防司令補以上の階級に</u> <u>ある査察員を長とした編成で行うものと</u> <u>する。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、局長又は署長</u> <u>は、必要に応じて消防士長を査察員の長</u> <u>として指定することができる。</u> (査察の留意点) 第13条 査察員は、常に査察上必要な知識 の習得及び査察技術の向上に努め、査察 に当たっては、法第4条又は法第16条の5 の規定によるほか、次の事項に留意しな ければならない。 (1) [略] (2) <u>服装は制服とする。</u>ただし、小隊査 察の場合又は査察対象物の状況により 査察員の安全管理上制服が適当でない と認められる特別の事情がある場合 は、この限りでない。 (3)～(5) [略] (6) 正当な理由がなく立入検査を拒み、 妨げ又は忌避する者がある場合は、立 入検査の趣旨を十分説明し、なお応じ	<u>毎年3月末までに局長に報告するものと</u> <u>する。</u> 3 [略] 4 予防課長又は署長は、<u>前2項の規定によ</u> り査察計画を策定するときは、相互に調 整し、計画の実効性を確保しなければな らない。 5 予防課長又は署長は、査察計画の策定に 際しては、施設の自主管理状況、<u>防火管</u> <u>理者又は保安監督者の届出等の状況、過</u> <u>去の査察結果等を総合的に判断し、査察</u> <u>対象物の危険状態に応じて査察順位を考</u> <u>慮するものとする。</u> 6 [略] (査察員の編成) 第11条 査察は、<u>消防士長以上の階級にあ</u> <u>る査察員を長とした2人以上で行い、査察</u> <u>対象物の業態、規模等から判断し必要な</u> <u>人数で行うものとする。</u> (査察の留意点) 第13条 [略] (1) [略] (2) <u>服装は、制服を着用すること。</u>ただ し、小隊査察の場合又は査察対象物の 状況により査察員の安全管理上制服が 適当でないとして認められる特別の事情が ある場合は、この限りでない。 (3)～(5) [略] (6) 正当な理由がなく立入検査を拒み、 妨げ又は忌避する者がある場合は、立 入検査の趣旨を十分説明し、なお応じ
--	--

ないときは、関係者の忌避等の理由を確認するとともに、その旨を上司に報告し指示を受けること。

(7)～(8) [略]

(9) 査察対象物の業態、規模等から判断して必要な人員編成で実施すること。

(10)～(11) [略]

(事後の確認)

第16条 前条の規定に基づき通知した立入検査結果通知書により是正を指示した不備事項等について、関係者に対し改修等報告書(第4号様式)により、次に掲げる事項の報告を行わせるものとする。ただし、内容が軽微なものについては、口頭によることができるものとする。

2 改修等報告書は、前条に規定する立入検査結果通知書に添付するものとする。

3～5 [略]

(防火対象物台帳の作成及び整理)

第19条 査察員は、査察を実施する時点において、防火対象物施設台帳(以下「防火対象物台帳」という。)が作成されていない場合は、新規で作成し整備しておくものとする。

2 [略]

(資料の提出等)

第23条 [略]

2 前項の規定により難しい場合は、法第4条第1項又は同第16条の5第1項の規定に基づき、資料提出命令書(第6号様式)により提出を求めるものとする。

(報告の徴収等)

第24条 [略]

2 前項の規定により難しい場合は、法第4条第1項又は同第16条の5第1項の規定に基づき、報告徴収書(第7号様式)により報告を求めるものとする。

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第3号様式の2 別記]

ないときは、関係者の忌避等の理由を確認し、それを記録するとともに、その旨を上司に報告し指示を受けること。

(7)～(8) [略]

(9)～(10) [略]

(事後の確認)

第16条 第15条の規定に基づき通知した立入検査結果通知書により是正を指示した不備事項等について、関係者に対し改修等報告書(第4号様式)により、次に掲げる事項の報告を行わせるものとする。ただし、内容が軽微なものについては、口頭によることができるものとする。

2 改修等報告書は、第15条に規定する立入検査結果通知書に添付するものとする。

3～5 [略]

(防火対象物施設台帳の作成及び整備)

第19条 査察員は、査察を実施する時点において、防火対象物施設台帳が作成されていない場合は、新規で作成し整備しておくものとする。

2 [略]

(資料の提出等)

第23条 [略]

2 前項の規定により難しい場合は、法第4条第1項又は法第16条の5第1項の規定に基づき、資料提出命令書(第6号様式)により提出を求めるものとする。

(報告の徴収等)

第24条 [略]

2 前項の規定により難しい場合は、法第4条第1項又は法第16条の5第1項の規定に基づき、報告徴収書(第7号様式)により報告を求めるものとする。

[第2号様式 別記]

[第3号様式 別記]

[第3号様式の2 別記]

[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

[改正前 別記]

第2号様式(第15条関係)

[略]

立入検査結果通知書

あなたが所有、占有し又は管理している下記防火対象物について、 年 月 日に消防法第4条、消防法第16条の5の規定により立入検査を実施したところ、下記指摘事項のとおり法令違反が認められるので、速やかに是正されるよう通知します。

[略]

[改正後 別記]

第2号様式(第15条関係)

[略]

立入検査結果通知書

あなたが所有し、占有し又は管理している下記防火対象物について、 年 月 日に消防法第4条又は消防法第16条の5の規定により立入検査を行った結果は以下のとおりです。

[略]

[改正前 別記]

第3号様式(第15条関係)

年 月 日

様

那霸市消防局

階級・氏名

防火対象物立入検査結果通知書

次の対象物について、平成 年 月 日、消防法第4条に基づき立入検査を行った結果は以下のとおりです。今回の検査で不適と判定された項目については、速やかに改修改修等報告書を下記の提出期限までに提出してください。

対象物名称			
所在地(階)	那覇市	令別表第1	()項
判定	検 査 項 目		
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出(防火・防災)〔法8-1、法36-1〕 ⇒ 資格を有する者を防火(防災)管理者に選任し、所轄の消防機関へ届出ること。		
	② 防火(防災)管理に関する各種届出(防火・防災)〔法8-1、法36-1〕 ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()		
	③ 統括防火(防災)管理に関する各種届出(防火・防災)〔法8の2、法36-1〕 ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()		
	④ 那覇市火災予防条例に基づく届出〔条例第57条～第62条〕 ⇒ ()を(予防課・所轄の消防署所)に届出ること。		
	⑤ 防火(防災)対象物の点検・報告(防火・防災)〔法8の2の2、法36-1〕 ⇒ 対象物点検を実施し、その結果を所轄の消防署へ報告すること。		
	⑥ 避難経路の管理(物件の除去・防火戸の閉鎖障害)〔法8の2の4、条例〕 ⇒ 避難口、廊下、階段、避難通路の維持管理()		
	⑦ 防災対象物品の防災規制〔法8の3〕 ⇒ カーテン・じゅうたん(2㎡を超えるもの)等は防災物品を使用すること。()		
	⑧ 必要とされる消防用設備等(未設置・一部未設置・機能不全)〔法17、条例〕 ⇒ ()		
	⑨ 重大な消防用設備等(未設置・過半未設置・重大な機能不全)〔法17-1、令11、令12、令21、条例〕 ⇒ ()		
	⑩ 消防用設備等の点検・報告〔法17の3の3〕 ⇒ 設備点検を実施し、その結果(総合点検)を所轄の消防署へ報告すること。		
	⑪ 消防用設備等の不備事項改修〔法17-1、法17-3〕 ⇒ 消防用設備等の不備事項は早急に改修すること。		
※ 上記⑧、⑨の設備設置に関しては、消防設備士に依頼し消防法に適合するように設置すること。			
その他			
問合せ先	1. 判定欄の「○」は適、「×」は不適、「－」は検査未実施 2. 改修等報告書提出期限(年 月 日)提出先(那覇市) 3. 今回の検査未実施(ハイフン「－」)部分については、管理権原者で維持管理して下さい。 4. 問合せ先: 電話 担当者:		
検査立会・通知書受領者 職・氏名:			

備考 法令の略称 法:消防法 令:消防法施行令 規:消防法施行規則 条例:那覇市火災予防条例

[改正後 別記]

第3号様式(第15条関係)

年 月 日

様

那覇市消防局

階 級 ・ 氏 名

防火対象物立入検査結果通知書

あなたが所有し、占有しまたは管理する防火対象物について、年 月 日、消防法第4条に基づき立入検査を行った結果は以下のとおりです。今回の検査で不適と判定された項目については、速やかに是正し、改修等報告書を下記の提出期限までに提出してください。

対象物名称		令別表第1	() 項
所在地(階)	那覇市	テナント用途	() 項
判定	検 査 項 目		
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出 (防火 ・ 防災) 【法8-1、法36-1】 ⇒ 資格を有する者を防火(防災)管理者に選任し、所轄の消防機関へ届出ること。		
	② 防火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災) 【法8-1、法36-1】 ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()		
	③ 統括防火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災) 【法8の2、法36-1】 ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()		
	④ 那覇市火災予防条例に基づく届出 【条例第57条～第62条】 ⇒ ()を(予防課 ・ 所轄の消防署所)に届出ること。		
	⑤ 防火(防災)対象物の点検・報告 (防火 ・ 防災) 【法8の2の2、法36-1】 ⇒ 対象物点検を実施し、その結果を所轄の消防署へ報告すること。		
	⑥ 避難経路の管理 (物件の除去 ・ 防火戸の開鎖障害) 【法8の2の4、条例】 ⇒ 避難口、廊下、階段、避難通路の維持管理 ()		
	⑦ 防災対象物品の防災規制 【法8の3】 ⇒ カーテン・じゅうたん(2㎡を超えるもの)等は防災物品を使用すること。 ()		
	⑧ 必要とされる消防用設備等 (未設置 ・ 一部未設置 ・ 機能不全) 【法17、条例】 ⇒ ()		
	⑨ 重大な消防用設備等 (未設置 ・ 過半未設置 ・ 重大な機能不全) 【法17-1、令11、令12、令21、条例】 ⇒ ☐ 屋内消火栓設備 ☐ スプリンクラー設備 ☐ 自動火災報知設備		
	⑩ 消防用設備等の点検・報告 【法17の3の3】 ⇒ 設備点検を実施し、その結果(総合点検)を所轄の消防署へ報告すること。		
	⑪ 消防用設備等の不備事項改修 【法17-1、法17-3】 ⇒ 消防用設備等の不備事項は早急に改修すること。		
※ 上記⑧、⑨の設備設置に関しては、消防設備士に依頼し消防法に適合するように設置すること。			
その他			
備考	1. 判定欄の「○」は適、「×」は不適、「－」は検査未実施、「／」は該当なし 2. 改修等報告書提出期限(年 月 日)提出先(那覇市) 3. 問合せ先：電話 担当者：		
検査立会・通知書受領者 職・氏名：			

備考 法令の略称 法：消防法 令：消防法施行令 規：消防法施行規則 条例：那覇市火災予防条例

〔改正前 別記〕

第3号様式の2(第15条関係)

署長(課長)	警備長・分署 長	司令	司令補	係

年 月 日

様

那霸市消防局

階級・氏名

防火対象物立入検査結果報告書

次の対象物について、平成〇〇年〇〇月〇〇日、法第4条に基づき立入検査を行った結果を報告します。

対象物名称			
所在地(階)	那覇市	令別表第1	()項
判定	検 査 項 目		
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出(防火・防災)〔法8-1、法36-1〕 ⇒ 資格を有する者を防火(防災)管理者に選任し、所轄の消防機関へ届出ること。		
	② 防火(防災)管理に関する各種届出(防火・防災)〔法8-1、法36-1〕 ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()		
	③ 統括防火(防災)管理に関する各種届出(防火・防災)〔法8の2、法36-1〕 ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()		
	④ 那覇市火災予防条例に基づく届出〔条例第57条～第62条〕 ⇒ ()を(予防課・所轄の消防署所)に届出ること。		
	⑤ 防火(防災)対象物の点検・報告(防火・防災)〔法8の2の2、法36-1〕 ⇒ 対象物点検を実施し、その結果を所轄の消防署へ報告すること。		
	⑥ 避難経路の管理(物件の除去・防火戸の閉鎖障害)〔法8の2の4、条例〕 ⇒ 避難口、廊下、階段、避難通路の維持管理()		
	⑦ 防災対象物品の防災規制〔法8の3〕 ⇒ カーテン・じゅうたん(2㎡を超えるもの)等は防災物品を使用すること。()		
	⑧ 必要とされる消防用設備等(未設置・一部未設置・機能不全)〔法17、条例〕 ⇒ ()		
	⑨ 重大な消防用設備等(未設置・過半未設置・重大な機能不全)〔法17-1、令11、令12、令21、条例〕 ⇒ ()		
	⑩ 消防用設備等の点検・報告〔法17の3の3〕 ⇒ 設備点検を実施し、その結果(総合点検)を所轄の消防署へ報告すること。		
	⑪ 消防用設備等の不備事項改修〔法17-1、法17-3〕 ⇒ 消防用設備等の不備事項は早急に改修すること。		
※ 上記⑧、⑨の設備設置に関しては、消防設備士に依頼し消防法に適合するように設置すること。			
その他			
問合せ先	1. 判定欄の「○」は適、「×」は不適、「－」は検査未実施 2. 改修等報告書提出期限(年 月 日)提出先(那覇市) 3. 今回の検査未実施(ハイフン「－」)部分については、管理権原者で維持管理して下さい。 4. 問合せ先: 電話 担当者:		
検査立会・通知書受領者 職・氏名:			

備考 法令の略称 法:消防法 令:消防法施行令 規:消防法施行規則 条例:那覇市火災予防条例

[改正後 別記]
第3号様式の2(第15条関係)

署 長	課長等 (消防司令長)	主幹等 (消防司令)	主査等 (消防司令補)	係

年 月 日

那覇市消防局
階 級 ・ 氏 名

防火対象物立入検査結果報告書

上記の者が所有し、占有しまたは管理する防火対象物について、 年 月 日、法第4条に基づき立入検査を行った結果を報告します。

対 象 物 名 称			令別表第1	() 項
所 在 地 (階)	那覇市		テナント用途	() 項
判定	検 査 項 目			
	① 防火(防災)管理者選任・選解任届出 (防火 ・ 防災) [法 8-1、法 36-1] ⇒ 資格を有する者を防火(防災)管理者に選任し、所轄の消防機関へ届出ること。			
	② 防火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災) [法 8-1、法 36-1] ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()			
	③ 統括防火(防災)管理に関する各種届出 (防火 ・ 防災) [法 8 の 2、法 36-1] ⇒ 各種届出書を所轄の消防機関へ届出ること。 ()			
	④ 那覇市火災予防条例に基づく届出 [条例第57条～第62条] ⇒ () を (予防課 ・ 所轄の消防署所) に届出ること。			
	⑤ 防火(防災)対象物の点検・報告 (防火 ・ 防災) [法 8 の 2 の 2、法 36-1] ⇒ 対象物点検を実施し、その結果を所轄の消防署へ報告すること。			
	⑥ 避難経路の管理 (物件の除去 ・ 防火戸の開鎖障害) [法 8 の 2 の 4、条例] ⇒ 避難口、廊下、階段、避難通路の維持管理 ()			
	⑦ 防災対象物品の防災規制 [法 8 の 3] ⇒ カーテン・じゅうたん (2㎡を超えるもの)等は防災物品を使用すること。 ()			
	⑧ 必要とされる消防用設備等 (未設置 ・ 一部未設置 ・ 機能不全) [法 17、条例] ⇒ ()			
	⑨ 重大な消防用設備等 (未設置 ・ 過半未設置 ・ 重大な機能不全) [法 17-1、令 11、令 12、令 21、条例] ⇒ ☐ 屋内消火栓設備 ☐ スプリンクラー設備 ☐ 自動火災報知設備			
	⑩ 消防用設備等の点検・報告 [法 17 の 3 の 3] ⇒ 設備点検を実施し、その結果(総合点検)を所轄の消防署へ報告すること。			
	⑪ 消防用設備等の不備事項改修 [法 17-1、法 17-3] ⇒ 消防用設備等の不備事項は早急に改修すること。			
※ 上記⑧、⑨の設備設置に関しては、消防設備士に依頼し消防法に適合するように設置すること。				
そ の 他				
備 考	1. 判定欄の「○」は適、「×」は不適、「－」は検査未実施、「／」は該当なし 2. 改修等報告書提出期限(年 月 日)提出先(那覇市) 3. 問合せ先：電話 担当者：			
検査立会・通知書受領者 職 ・ 氏 名：				

備考 法令の略称 法：消防法 令：消防法施行令 規：消防法施行規則 条例：那覇市火災予防条例

〔改正前 別記〕

第6号様式(第23条関係)

那消 第 号

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第6号様式(第23条関係)

那覇市消防達第 号

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正前 別記〕

第7号様式(第24条関係)

那消 第 号

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第7号様式(第24条関係)

那覇市消防達第 号

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

那覇市消防局訓令第 6 号

令 和 6 年 3 月 25 日

公 表 済

那覇市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局

局長 照屋 雅浩

那覇市火災予防違反処理規程の一部を改正する訓令

那覇市火災予防違反処理規程（令和元年那覇市消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第6号様式 別記]	[第6号様式 別記]
[第7号様式 別記]	[第7号様式 別記]
[第8号様式 別記]	[第8号様式 別記]
[第9号様式 別記]	[第9号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第11号様式 別記]	[第11号様式 別記]
[第16号様式 別記]	[第16号様式 別記]
[第17号様式 別記]	[第17号様式 別記]
[第22号様式 別記]	[第22号様式 別記]
[第23号様式 別記]	[第23号様式 別記]
[第24号様式 別記]	[第24号様式 別記]
[第29号様式 別記]	[第29号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を当該改正後部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分」がない場合には、当該改正後部分を加える。	

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。

〔改正前 別記〕

第 6 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 6 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正前 別記〕

第 7 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 7 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正前 別記〕

第 8 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 8 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正前 別記〕

第 9 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 9 号様式(第 13 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正前 別記〕

第 10 式(第 14 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 10 号様式(第 14 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正前 別記〕

第 11 号様式(第 14 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

〔改正後 別記〕

第 11 号様式(第 14 条関係)

〔略〕

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

〔略〕

[改正前 別記]

第 16 号様式(第 19 条関係)

那消 第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 16 号様式(第 19 条関係)

那覇市消防達第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第 17 号様式(第 20 条関係)

那消 第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 17 号様式(第 20 条関係)

那覇市消防達第 号

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第 22 号様式(第 25 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 22 号様式(第 25 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第 23 号様式(第 25 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 23 号様式(第 25 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第 24 号様式(第 25 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 24 号様式(第 25 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正前 別記]

第 29 号様式(第 26 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長(消防局長)に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

[改正後 別記]

第 29 号様式(第 26 条関係)

[略]

(教示)

1 審査請求

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で那覇市長に対して審査請求することができます。

なお、この処分があったことを知った翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、原則として、審査請求することができなくなります。

[略]

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 4 号

令 和 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局債権の管理に関する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局債権の管理に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、那覇市債権管理条例（令和6年那覇市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（水道料金等の債権の放棄）

第2条 条例第9条第1項第8号の規定による水道料金及び再生水料金の債権の放棄は、消滅時効の起算日から5年を経過したときに行うものとする。

（市規則の例による事項）

第3条 前条に定めるもののほか、条例の施行に関する事項については、那覇市債権管理条例施行規則（令和6年那覇市規則第3号）の規定の例によるものとする。

（補則）

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、上下水道事業管理者が別に定める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 5 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日
公 布 済

那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局局議規程（平成4年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（構成） 第3条 会議は、管理者、部長、副部長、参事、課長、担当副参事及び副参事で構成する。	（構成） 第3条 会議は、管理者、部長、副部長、参事、課長、 <u>室長</u> 、担当副参事及び副参事で構成する。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 6 号

令 和 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局備品管理規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局備品管理規程(平成15年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(備品の定義)</u> 第2条 備品とは、次に掲げる区分のものをいう。 (1) <u>耐用年数1年以上、かつ、取得価格(購入によるものは購入に要した価格、寄贈によるものは見積価格又は評価額をいう。)</u>が1万円以上10万円未満のもの。ただし、同条第3項に規定する別表に定める分類のうち、机類、椅子類、収納庫類、電算機械器具類は取得価格にかかわらず備品とする。 (2) <u>図書にあっては1品の取得価格が5,000円以上のもの</u> 2 [略] 3 <u>第1項第1号の備品を</u>、別表により分類し管理する。 <u>(台帳等)</u> 第3条 各課の長は、次に掲げる台帳等を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない。 (1) <u>備品台帳(第1号様式)</u> (2) <u>図書原簿(第2号様式)</u> (移管) 第4条 [略] 2 移管は、備品の移管を受ける課の長が、保有する課に対し備品移管依頼書(第3号様式)により依頼し行わなければならない。 <u>(不要備品の処理)</u> 第5条 各課の長は、所管に属する備品で不	<u>(備品)</u> 第2条 備品とは、耐用年数1年以上、かつ、取得価格(購入によるものは購入に要した価格、寄贈によるものは見積価格又は評価額をいう。)<u>が1万円以上10万円未満のものをいう。</u> 2 [略] 3 <u>備品は</u>、別表により分類し管理する。 <u>(台帳)</u> 第3条 各課の長は、<u>備品台帳</u>を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない。 (移管) 第4条 [略] 2 移管は、備品の移管を受ける課の長が、保有する課に対し備品移管依頼書により依頼し行わなければならない。

<u>要となったものについては、備品引継書（第4号様式）により総務課長へ引継ぐものとする。</u> <u>2 引継ぎ終了後は、速やかに双方の備品台帳にその旨を記載しなければならない。</u> （廃棄） <u>第6条</u> 各課の長は、所管に属する備品で損傷が著しく使用に耐えないと認め、かつ、財産的価値を有しないと認めたものについては、<u>備品廃棄書（第5号様式）</u>により廃棄処分することができる。 2 [略] （その他） 第7条 [略] 第1号様式[略] 第2号様式[略] 第3号様式[略] 第4号様式[略] 第5号様式[略]	（廃棄） <u>第5条</u> 各課の長は、所管に属する備品で損傷が著しく使用に耐えないと認め、かつ、財産的価値を有しないと認めたものについては、<u>備品廃棄書</u>により廃棄処分することができる。 2 [略] （様式） <u>第6条</u> この規程の施行に関し必要な文書の様式は、<u>上下水道事業管理者が定める。</u> （補則） 第7条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 7 号

令 和 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局徴収事務委託規程（平成16年那覇市水道局規程第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市上下水道局徴収事務委託規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u>第26条の4の規定に基づき、<u>那覇市水道事業及び下水道事業に係る公金の徴収並びに収納事務(以下「徴収事務等」という。)</u>を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。 (委託の基準) 第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、<u>次に掲げる基準に該当する場合に徴収事務等を委託する。</u> (1) <u>徴収事務等を委託することにより、水道事業及び下水道事業の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与し、水道事業及び下水道事業の経済性がよりよく発揮されると認められる場合</u> (2) <u>徴収事務等を受任する私人が任務を遂行するのに十分な能力を有し、かつ、徴収した水道料金等の保管が安全であると認められる場合</u> 2 <u>前項に規定するもののほか、管理者は、必要に応じ委託の基準を別に定めることができる。</u> (委託契約) 第3条 管理者は、<u>管理者から徴収事務等の</u>	<u>那覇市上下水道局公金事務委託規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、<u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第33条の2において準用する<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)</u>第243条の2第1項の規定に基づき、<u>公金事務(法第33条の2において準用する自治法第243の2第1項の公金事務をいう。以下同じ。)</u>を指定公金事務取扱者(同条第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。))に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。 (指定公金事務取扱者の要件) 第2条 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、<u>次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に公金事務を委託することができる。</u> (1) <u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u>第26条の4第2項において準用する<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)</u>第173条各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (2) <u>水道事業及び下水道事業の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる歳入として管理者が定めるものに該当すること。</u> (委託契約) 第3条 管理者は、<u>指定公金事務取扱者と次</u>

<u>委託を受けた者(以下「受託者」という。)</u>を決定したときは、次に掲げる事項を記載した契約書により<u>徴収事務等</u>の委託に関する契約を締結するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 再委託等の禁止</u> <u>(5)～(8) 〔略〕</u> (告示) 第4条 管理者は、<u>徴収事務等</u>を委託したときは、<u>令第26条の4第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を告示するものとする。これらの事項に変更を生じたときも同様とする。</u> <u>(1) 受託者の住所及び氏名</u> <u>(2) 〔略〕</u> <u>(3) 委託内容</u> <u>(4) 〔略〕</u> (委託業務の範囲) 第5条 委託の対象とする<u>徴収事務等</u>は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 未納の水道料金等の収納事務</u> <u>(5) 収納業務</u> <u>(6) 水道料金等以外で水道事業又は下水道事業に係る収納金で管理者が指定するもの</u> <u>(7) 〔略〕</u> (公金の収納方法) 第6条 <u>受託者</u>は、公金を徴収し、又は収納したときは、<u>受託者</u>の領収印を押印した領収書を当該納入者に交付しなければならない。 2 <u>受託者</u>は、前項の領収印について、その印影様式をあらかじめ管理者に<u>届け</u>な	に掲げる事項を記載した契約書により<u>公金事務</u>の委託に関する契約を締結するものとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4)～(7) 〔略〕</u> (告示) 第4条 管理者は、<u>公金事務</u>を委託したときは、<u>法第33条の2において準用する自治法第243条の2第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項を告示するものとする。</u> <u>(1) 〔略〕</u> <u>(2) 〔略〕</u> (委託業務の範囲) 第5条 委託の対象とする<u>公金事務</u>は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) 水道料金等、加入金及び手数料の収納に関する事務</u> <u>(5) 水道料金等及び手数料に係る督促手数料の収納に関する事務</u> <u>(6) 水道料金等、加入金及び手数料に係る遅延損害金及び延滞金の収納に関する事務</u> <u>(7) 前3号に掲げる収入の誤納又は過納となった金額の払戻しに関する事務</u> <u>(8) 〔略〕</u> (公金の収納方法) 第6条 <u>指定公金事務取扱者</u>は、公金を徴収し、又は収納したときは、<u>指定公金事務取扱者</u>の領収印を押印した領収書を当該納入者に交付しなければならない。 2 <u>指定公金事務取扱者</u>は、前項の領収印について、その印影様式をあらかじめ管理
--	---

ればならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（公金の払込方法）

第7条 令第26条の4第2項の規定に基づき、受託者は、収納した公金を管理者が定める期日までに、那覇市上下水道局会計規程第6条第2項に規定する出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関で払い込まなければならない。

2 受託者は、前項の規定に基づき、公金の払込みをするときは、その都度、その内容を示す計算書等を速やかに管理者に提示しなければならない。

（徴収事務等従事者）

第8条 受託者は、徴収事務等に従事する者（以下「徴収事務等従事者」という。）の氏名、住所、生年月日を事前に書面により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、徴収事務等従事者が適当でないと認めるときは、受託者に当該徴収事務等従事者の変更を求めることができる。

（徴収事務等従事者証の交付等）

第9条 管理者は、徴収事務等従事者に対して徴収事務等従事者証（第1号様式）を交付する。

2 受託者は、徴収事務等従事者をして徴収事務等に従事させるときは、常に徴収事務等従事者証をはい用させなければならない。

（検査）

第10条 管理者は、令第26条の4第3項の規定に基づき、定期又は臨時に、受託者の保管する当該委託業務に係る金銭及び領収書その他の書類を検査するものとする。

者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（公金の払込方法）

第7条 令第26条の4第2項において準用する自治令第173条の2第2項の規定により、指定公金事務取扱者は、収納した公金を管理者が定める期日までに、那覇市上下水道局会計規程（平成26年那覇市上下水道局規程第6号）第6条第2項に規定する出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関で払い込まなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、前項の規定により、公金の払込みをするときは、その都度、その内容を示す計算書等を速やかに管理者に提出しなければならない。

（公金事務従事者）

第8条 指定公金事務取扱者は、公金事務に従事する者（以下「公金事務従事者」という。）の氏名、住所、生年月日を事前に書面により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、公金事務従事者が適当でないと認めるときは、指定公金事務取扱者に当該公金事務従事者の変更を求めることができる。

（公金事務従事者証の交付等）

第9条 管理者は、公金事務従事者に対して公金事務従事者証を交付する。

2 指定公金事務取扱者は、公金事務従事者をして公金事務に従事させるときは、常に公金事務従事者証をはい用させなければならない。

（検査）

第10条 管理者は、定期又は臨時に、指定公金事務取扱者の保管する当該委託業務に係る金銭及び領収書その他の書類を検査するものとする。

(事務引継) 第11条 <u>受託者</u>は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、直ちに委託を受けた<u>徴収事務等</u>に関する一切の事務を整理し、管理者に引き継がなければならない。 (秘密の保持) 第12条 <u>受託者</u>(<u>徴収事務等従事者</u>を含む。)は、業務上知り得た一切の情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 2 前項の秘密の保持に関する義務は、契約終了後(<u>徴収事務等従事者</u>にあつては離職後)もまた同様とする。 (雑則) 第13条 [略] 第1号様式(第9条関係) [略]	(事務引継) 第11条 <u>指定公金事務取扱者</u>は、委託期間満了後引き続き契約を締結しないとき、又は契約の解除があったときは、直ちに委託を受けた<u>公金事務</u>に関する一切の事務を整理し、管理者に引き継がなければならない。 (秘密の保持) 第12条 <u>指定公金事務取扱者</u>(<u>公金事務従事者</u>を含む。)は、業務上知り得た一切の情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 2 前項に規定する秘密の保持に関する義務は、契約終了後(<u>公金事務従事者</u>にあつては離職後)もまた同様とする。 (様式) 第13条 この規程の施行に関し必要な文書の様式は、<u>管理者が定める。</u> (補則) 第14条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第3条第3項の規定により行わせることができることとされた事務については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この規程の施行後においてもなお当分の間、この規程の施行前の徴収事務等従事者証

又はこれを適宜修正した様式を使用することができる。

那覇市上下水道局規程第 8 号

令 和 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入札保証金) 第6条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の15第1項の管理規程で定める入札保証金の額は、入札金額(単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の5以上に相当する額とする。 2 [略] (落札者が契約を締結しないとき) 第18条 [略] 2 前項の場合において、管理者は、令第21条の14第1項第9号及び第3項の規定により随意契約をすることができる。 (随意契約によりことができる限度額) 第22条 令第21条の14第1項第1号の規定により定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 略] (随意契約に係る公表) 第23条 令第21条の14第1項第3号及び第4号の規定により定める手続は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (契約保証金) 第30条 令第21条の15の規定によりこの規程で定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。 2～3 [略]	(入札保証金) 第6条 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第21条の14の規定により管理規程で定める入札保証金の額は、入札金額(単価による入札にあっては、入札金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の5以上に相当する額とする。 2 [略] (落札者が契約を締結しないとき) 第18条 [略] 2 前項の場合において、管理者は、令第21条の13第1項第9号及び第3項の規定により随意契約をすることができる。 (随意契約によりことができる限度額) 第22条 令第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 [表 略] (随意契約に係る公表) 第23条 令第21条の13第1項第3号及び第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (契約保証金) 第30条 令第21条の14の規定により管理規程で定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 9 号

令 和 6 年 3 月 2 7 日

公 布 済

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計規程(平成26年那覇市上下水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第11章 [略] <u>第12章 [略](第139条)</u> 付則 (領収書の交付) 第32条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>法第33条の2の規定に基づき上下水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者(以下「公金徴収事務等受託者」という。)</u>は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。 2 [略] (収納金の取扱い) 第33条 [略] 2 [略] 3 <u>公金徴収事務等受託者</u>による収納金の取扱いについては、<u>那覇市上下水道局徴収事務委託規程(平成16年那覇市水道局規程第8号)第7条に定める。</u> (還付支払事務の委託) 第36条 <u>令第21条の11の規定により私人</u>に対し還付の支払事務を委託する場合は、収入の過誤納となった金額を払い戻すため必要な資金を交付するものとする。 2 第48条の規定は、<u>前項の規定により委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)</u>が還付を終えたときについて準用する。この場合において、同条中「<u>資金前渡を受けた者</u>」とあるのは「<u>受託者</u>」と、「<u>資金前渡金精算書</u>」とある	目次 第1章～第11章 [略] <u>第12章 報告セグメント(第139条)</u> <u>第13章 [略](第140条)</u> 付則 (領収書の交付) 第32条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>指定公金事務取扱者(法第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第2項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。)</u>は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。 2 [略] (収納金の取扱い) 第33条 [略] 2 [略] 3 <u>指定公金事務取扱者</u>による収納金の取扱いについては、<u>那覇市上下水道局公金事務委託規程(平成16年那覇市水道局規程第8号)第7条に定める。</u> (還付支払事務の委託) 第36条 <u>指定公金事務取扱者</u>に対し還付の支払事務を委託する場合は、収入の過誤納となった金額を払い戻すため必要な資金を交付するものとする。 2 第48条の規定は、<u>指定公金事務取扱者</u>が還付を終えたときについて準用する。この場合において、同条中「<u>資金前渡を受けた者</u>」とあるのは「<u>指定公金事務取扱者</u>」と、「<u>資金前渡金精算書</u>」とあるのは「<u>受託支出金精算書</u>」と読み替えるも

のは「受託支出金精算書」と読み替えるものとする。 3 [略] 4 <u>受託者は、第1項の規定により交付を受けた資金の支出については、定められた文書に証拠書類を添えて定期的に管理者に報告しなければならない。</u> (証券納付の表示) 第38条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>公金徴収事務等受託者</u>は、納入義務者が証券による納付をしたときは、納入通知書等に「証券受領」の旨を表示するとともに、証券の種類、金額及び記号番号を付記しなければならない。 (証券の支払拒絶等) 第39条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>公金徴収事務等受託者</u>は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。 2 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、内訳簿及び収入予算執行整理簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券(現金取扱員及び<u>公金徴収事務受託者</u>が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。 3 [略] (請求書及び支出調書)	のとする。 3 [略] 4 <u>指定公金事務取扱者は、交付を受けた資金の支出については、定められた文書に証拠書類を添えて定期的に管理者に報告しなければならない。</u> (証券納付の表示) 第38条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>指定公金事務取扱者</u>は、納入義務者が証券による納付をしたときは、納入通知書等に「証券受領」の旨を表示するとともに、証券の種類、金額及び記号番号を付記しなければならない。 (証券の支払拒絶等) 第39条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<u>指定公金事務取扱者</u>は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。 2 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、現預金出納簿に記帳するとともに当該振替伝票によって当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受け、内訳簿及び収入予算執行整理簿に記帳しなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券(現金取扱員及び<u>指定公金事務取扱者</u>が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。 3 [略] (請求書及び支出調書)
---	---

第42条の2 前条第1項の請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければならない。 (1)～(7) [略] 第12章 [略] 第139条 [略]	第42条の2 前条第1項の請求書及び支出調書は、次に掲げる事項を備えていなければならない。<u>ただし、第3号に掲げる事項の全部又は一部について、会計企業出納員が認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(7) [略] 第12章 報告セグメント 第139条 則第40条第2項の報告セグメントの区分は、<u>水道事業及び下水道事業の各事業ごとに単一のセグメントとする。</u> 第13章 [略] 第140条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)附則第3条第3項の規定により行わせることができることとされた事務については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員		取扱事務	委任事務
1～2 〔略〕			
3 物品企業出納員	〔略〕		
	料金サービス課担当副参事		〔略〕
	料金サービス課長が指定する職員		
	〔略〕		

[改正後 別記]

別表第1(第2条、第3条関係)

区分及び企業出納員		取扱事務	委任事務
1～2 [略]			

3 物品企業出納員	[略]	
	料金サービス課長	[略]
	料金サービス課長が指定する職員	
	[略]	

那覇市上下水道局規程第 10 号
令和 6 年 3 月 27 日
公 布 済

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和 2 年那覇市上下水道局規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与） 第 4 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業の承認を受けた会計年度任用職員には、当該育児休業をしている期間の給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りではない。	（育児休業の承認を受けた会計年度任用職員の給与） 第 4 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業の承認を受けた会計年度任用職員には、当該育児休業をしている期間の給与を支給しない。ただし、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> については、この限りではない。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 号
令 和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

令和 6 年度水道メーターの賠償額について

那覇市水道給水条例第 17 条第 3 項の規定に基づき、水道メーターの賠償額について定めたので別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

令 和 6 年 度 水 道 メ ー タ ー の 賠 償 額

品 名	口 径mm	金 額	備 考
水道メーター	13mm	8,160円	
	20mm	15,000円	
	25mm	15,700円	
	40mm	30,600円	
たて型ウォルトマン 水道メーター	50mm	172,000円	
	75mm	208,000円	
	100mm	263,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	
たて型 電子式メーター	50mm	249,000円	
	75mm	288,000円	
	100mm	346,000円	
	150mm	現物補償	
	200mm	現物補償	

算定根拠 令和6年度水道用資材（給水装置）統一単価表

期 間 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

那覇市上下水道局告示第 2 号
令 和 6 年 4 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の有効期間満了について

下記 6 社について、有効期間更新の手続きを行わなかったことにより有効期間満了となるため、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 3 号に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

記

	指定番号	指定工事店名	満了日	理由
1	517	共進技研	令和 6 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
2	518	株式会社山口設備	令和 6 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
3	362	有限会社クラウン工業	令和 6 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
4	369	有限会社沖水	令和 6 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
5	420	砂川設備工業株式会社	令和 6 年 3 月 31 日	有効期間満了のため
6	421	有限会社協築	令和 6 年 3 月 31 日	有効期間満了のため

以上

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 5 号

令 和 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 山 城 良 嗣

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年那覇市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前

(部、課等の設置)

第5条 事務局に置く部、課及び室は、次の表のとおりとする。

部	課	室
[略]		
学校教育部	[略]	
	学務課	
	[略]	

(職の設置)

第15条 [略]

2 前項に定めるもののほか、事務局に必要な
に
応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、教育相談員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任栄養士、主事、技師、教育相談員及び栄養士とする。

(職名及び職位)

第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。

職位	職名
[略]	
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 <u>主任教育相談員</u> 社会教育主事 司書 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 <u>教育相談員</u> 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員

2 [略]

改正後

(部、課等の設置)

第5条 [略]

部	課	室
[略]		
学校教育部	[略]	
	学務課	<u>学校支援室</u>
	[略]	

(職の設置)

第15条 [略]

2 前項に定めるもののほか、事務局に必要な
に
応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、教育相談員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任保健師、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、保健師及び栄養士とする。

(職名及び職位)

第19条 [略]

職位	職名
[略]	
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 <u>主任教育相談員</u> <u>主任保健師</u> 社会教育主事 司書 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 <u>教育相談員</u> <u>保健師</u> 社会教育主事 司書 栄養士 調理員 運転手 用務員

2 [略]

(職務) 第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。 <table> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>主任教育相談員 司書 教育相談員</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> 別表第1(第6条関係) 事務局の事務分掌 生涯学習部に関する事項 [略] 学校教育部に関する事項 <table> <tr> <th>課</th><th>分掌事務</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>1～15 [略] 16 <u>学校環境の衛生管理に関すること。</u> 17 [略] 18 <u>日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。</u> 19～22 [略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>学務課</td><td>1～6 [略] 7 <u>特別支援学級就学奨励費に関すること。</u> 8 [略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	職名	職務	[略]		主任教育相談員 司書 教育相談員	[略]	[略]		課	分掌事務	学校教育課	1～15 [略] 16 <u>学校環境の衛生管理に関すること。</u> 17 [略] 18 <u>日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。</u> 19～22 [略]	[略]		学務課	1～6 [略] 7 <u>特別支援学級就学奨励費に関すること。</u> 8 [略]	[略]		(職務) 第20条 [略] <table> <tr> <th>職名</th><th>職務</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>主任教育相談員 主任保健師 司書 教育相談員 保健師</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> 別表第1(第6条関係) 事務局の事務分掌 生涯学習部に関する事項 [略] 学校教育部に関する事項 <table> <tr> <th>課</th><th>分掌事務</th></tr> <tr> <td>学校教育課</td><td>1～15 [略] 16 [略] 17～20 [略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>学務課</td><td>1～6 [略] 7 <u>特別支援教育就学奨励費に関すること。</u> 8 [略] 9 <u>学校の衛生管理に関すること。</u> 10 <u>日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。</u> 11 <u>学校事務に関すること。</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	職名	職務	[略]		主任教育相談員 主任保健師 司書 教育相談員 保健師	[略]	[略]		課	分掌事務	学校教育課	1～15 [略] 16 [略] 17～20 [略]	[略]		学務課	1～6 [略] 7 <u>特別支援教育就学奨励費に関すること。</u> 8 [略] 9 <u>学校の衛生管理に関すること。</u> 10 <u>日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。</u> 11 <u>学校事務に関すること。</u>	[略]	
職名	職務																																				
[略]																																					
主任教育相談員 司書 教育相談員	[略]																																				
[略]																																					
課	分掌事務																																				
学校教育課	1～15 [略] 16 <u>学校環境の衛生管理に関すること。</u> 17 [略] 18 <u>日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。</u> 19～22 [略]																																				
[略]																																					
学務課	1～6 [略] 7 <u>特別支援学級就学奨励費に関すること。</u> 8 [略]																																				
[略]																																					
職名	職務																																				
[略]																																					
主任教育相談員 主任保健師 司書 教育相談員 保健師	[略]																																				
[略]																																					
課	分掌事務																																				
学校教育課	1～15 [略] 16 [略] 17～20 [略]																																				
[略]																																					
学務課	1～6 [略] 7 <u>特別支援教育就学奨励費に関すること。</u> 8 [略] 9 <u>学校の衛生管理に関すること。</u> 10 <u>日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること。</u> 11 <u>学校事務に関すること。</u>																																				
[略]																																					
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。																																					

- | |
|---|
| 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 |
|---|

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 6 号

令 和 6 年 4 月 1 日

公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を
改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教育長 山 城 良 嗣

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成5年那覇市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
図書館に勤務する職員	[略]	1週38時間45分とし、その割り振りは、所属長が定める。	[略]
[略]			

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

職員の範囲	週休日	勤務時間の割り振り	休憩時間
[略]			
図書館に勤務する職員	[略]	日曜日から土曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 9時30分から18時15分まで (3) 10時30分から19時15分まで (1)から(3)までのうちから所属長が定める。	[略]
[略]			

教育委員会訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第 3 号

令 和 6 年 4 月 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 山城良嗣

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会教育長事務決裁規程（平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正後部分に係るけい線を削る。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
学校教 育課	県費負担教職員の出張のうち、校長の県外及び3日を超える県内出張並びにその他の職員の7日を超える出張の承認に關すること。	[略]
	<u>学校の環境衛生及び保健衛生の調査に關すること。</u>	<u>課長</u>
	児童及び生徒の災害事故及び感染症の報告に關すること。	[略]
	学校保健 <u>及び学校衛生</u> に係る事項の處理に關すること。	[略]
	日本スポーツ振興センターに係る事項の處理に關すること。	<u>重要</u> <u>部長</u>
		<u>軽易</u> <u>課長</u>
[略]		
学務課	[略]	
	要保護及び準要保護児童生徒の認定に關すること。	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

事務局個別決裁事項

所属	事項	決裁者
[略]		
学校教育課	県費負担教職員の出張のうち、校長の県外及び3日を超える県内出張並びにその他の職員の7日を超える出張の承認に関する事	[略]
	こと。	
	児童及び生徒の災害事故及び感染症の報告に関する事	[略]
	学校保健に係る事項の処理に関する事。	[略]
[略]		
学務課	[略]	
	要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事	[略]
	学校	
	の衛生管理に係る事項の処理に関する事。	課長
	日本スポーツ振興センターに係る事項の処理に	重要
	関すること。	部長
		軽易
		課長
[略]		

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 12 号

令 和 6 年 3 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長の退職について

那覇市選挙管理委員会委員長が退職したので、那覇市選挙管理委員会規程（昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号）第 5 条の 2 の規定により、住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 日 高 清 義

氏 名 日 高 清 義

那覇市選挙管理委員会告示第 13 号

令 和 6 年 3 月 2 2 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名について

那覇市選挙管理委員会規程（昭和 47 年 10 月 31 日那覇市選挙管理委員会告示第 38 号）第 2 条第 3 項及び第 4 条の規定により、那覇市選挙管理委員会委員長及び同職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

委 員 長 氏 名 前原 常雄
（任期 令和 6 年 3 月 23 日から令和 8 年 3 月 20 日）

職務代理者 氏 名 平良 仁一
（任期 令和 6 年 3 月 23 日から令和 8 年 3 月 20 日）

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 1 号

令和 6 年 3 月 25 日

掲 示 済

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準を次のように定める。

那覇市監査委員

上 地 英 之

同 宮 城 哲

同 城 間 貞

同 前 泊 美 紀

那覇市監査委員監査基準の一部を改正する基準

那覇市監査委員監査基準(令和 2 年監査委員告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の2第3項又は公企法第34条) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 (報告の徴取) 第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関	(監査等の種類及びそれぞれの目的) 第4条 [略] (1)～(8) [略] (9) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査(法第243条の2の8第3項又は公企法第34条) 市長又は企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。 (報告の徴取) 第8条 監査委員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について

等に対する検査の結果について、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。 2 監査委員は、<u>法施行令第158条の2第5項</u>の規定により、<u>地方税の収納事務の受託者</u>に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。	て、会計管理者又は企業管理者に対して報告を求めることができる。 2 監査委員は、<u>法第243条の2第10項</u>の規定により、<u>指定公金事務取扱者</u>に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	